

県民コメント制度に基づく意見募集結果の公表  
(埼玉県屋外広告物条例の改正) について

埼玉県では、屋外広告物の落下や倒壊による事故の防止及び田園住居地域の良好な景観の確保を図るため、埼玉県屋外広告物条例を改正しました。

条例改正の検討にあたって、令和2年12月23日(水)～令和3年1月22日(火)の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県屋外広告物条例の改正(素案)」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、8件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和2年12月23日(水)～令和3年1月22日(金)

2 意見の提出者数及び意見件数

8件(1名・1団体)

(内訳)

区 分	人 数	意見件数
郵送		
F A X		
電子メール	2	8
その他		
合 計	2	8

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	0
すでに案で対応済みのもの	3
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1
意見を反映できなかったもの	3
その他	1
合 計	8

4 条例改正の内容及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/index.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県都市整備部田園都市づくり課(第2庁舎2階) Tel 048-830-5528
- ・埼玉県県政情報センター(衛生会館1階) Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110      南 西 部 Tel 048-451-1110  
東 部 Tel 048-737-1110      県 央 Tel 048-777-1110  
川越比企 Tel 049-244-1110      西 部 Tel 04-2993-1110

利 根 Tel 048-555-1110 北 部 Tel 048-524-1110  
秩 父 Tel 0494-24-1110 東松山事務所 Tel 0493-24-1110  
本庄事務所 Tel 0495-24-1110

・埼玉県さいたま県土整備事務所 Tel 048-861-2495

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
TEL 048-830-5528 (直通)  
FAX 048-830-4879  
E-mail a5540-02@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県屋外広告物条例の改正（素案）」に対する御意見と県の考え方

- (反映状況の区分)      A：意見を反映し、案を修正した  
 B：既に案で対応済み  
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく  
 D：意見を反映できなかった  
 E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
第1 点検の義務化				
1	町の安全を確保するため、点検義務を明確化することはよいことであると考えます。	1	賛成の意見表明として承ります。	B
2	地上高4m超かつ許可不要の広告物は有資格者による点検が努力義務としているが、それでは実際には点検が行われないのではないかという懸念がある。	1	許可不要の広告物は点検の履行確認が困難なため、有資格者による点検は努力義務とするものです。 代わりに、広告物の所有者等に対し、有資格者による点検の重要性を訴える啓発活動を実施します。	C
3	都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者や日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者を点検の有資格者としているが、これらを試験合格者である屋外広告士等と同等の知識・技術を持っていると認定できる根拠はあるのか。	1	国土交通省が作成した「屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項」では、屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして、点検技能講習の修了者等が考えられる、としています。 都道府県等主催の屋外広告物講習会も広告物の施工について必要な知識及び技能を含む内容であるので、その修了者は点検技能講習の修了者等に含めることができると考えます。	B
4	地上高4mを超える建植看板、屋上看板、突出しを含む壁面取付看板は、自家用・管理用も点検義務を課した許可制とする。	1	許可対象の範囲を拡大することになり、社会的影響が大きく、現時点では困難です。	D
5	点検の資格要件を、屋外広告士と同等以上の資格（専門知識の試験合格者）とする。	1	国土交通省が作成した「屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項」で屋外広告士と同等以上の知識を有するものとされている点検技能講習の修了者等を点検有資格者とします。	B

第2 田園住居地域を屋外広告物の禁止地域に追加				
6	都市計画決定により田園住居地域の範囲を示した上で、屋外広告物の禁止地域とするか否かを決定すべきである。	1	田園住居地域の性格は都市計画運用指針等により明確にされており、建築制限は第一種・第二種低層住居専用地域に準ずるものであることから、屋外広告物の取扱いも同様とするものです。 禁止地域への追加は、具体的な範囲が未定の段階で行うことが適切と考えます。	D
7	県内の各都市計画マスタープランが見直され、田園住居地域等の用途地域が都市計画決定された後、その都市計画に見合った屋外広告物の規制を行う。	1	田園住居地域の性格は都市計画運用指針等により明確にされており、建築制限は第一種・第二種低層住居専用地域に準ずるものであることから、屋外広告物の取扱いも同様とするものです。 禁止地域への追加は、具体的な範囲が未定の段階で行うことが適切と考えます。	D
第3 その他				
8	条例第7条第5項第2号の、「道標、案内図板その他公共的用途をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件」を、 ・道標、案内図板その他公共的用途をもつた広告物又はこれらを掲出する物件 ・公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件 に分けて、公共的用途を持ったものは従来通りとし、公衆の利便に供することを目的とするものは（高さ7m以下、面積5㎡以下）とする。	1	公衆の利便に供する広告物の取扱いは今回の改正の趣旨に見合うものではないため、今後に向けた御意見として承ります。	E
合 計		8		